

平成25年8月29日

広島大学と南相馬市との包括的連携協力に関する 協定調印式について

[地域中核機能]

広島大学と南相馬市はこの度、東日本大震災後の連携・協力関係を一層緊密にし、地域の目標の実現、地域全体の教育・学術研究機能の向上を図るとともに、地域の再生・活性化、人材の育成に寄与するため、包括的連携協力に関する協定を締結することになりました。

つきましては、下記のとおり協定調印式を行いますので、お知らせいたします。

記

- 【日時】 平成25年8月30日(金) 13:45～14:05
※調印式終了後、記念撮影に引き続き、記者会見(14:10～14:20)を行います。
※調印式の模様は、Ustreamによる同時配信を行います。
<http://www.ustream.tv/channel/cm-uh>
- 【場所】 南相馬市役所 4階議員控室
(福島県南相馬市原町区本町二丁目27番地)
- 【主な出席者】 (広島大学)
学 長 浅原 利正
理事・副学長(社会産学連携・広報・情報担当)
岡本 哲治
副学長(復興支援・被ばく医療担当)
(福島県立医科大学 副学長)
神谷 研二
(南相馬市)
市 長 桜井 勝延
教育長 青木 紀男
市議会議長 横山 元栄
南相馬市立総合病院 副院長
(広島大学客員教授) 及川 友好

【協定締結の経緯・目的】

本学は東日本大震災以降、南相馬市立病院との医療分野における連携や環境放射能調査など、南相馬市に対する支援や調査を継続的に実施しています。また、放射線災害復興を推進する人材育成のための大学院教育プログラムの一環として、「福島大学うつくしまふくしま未来支援センター南相馬地域支援サテライト」を拠点に同大学と連携して南相馬市周辺地域でのフィールドワーク調査を進めています。

(※具体的な連携実績は次頁のとおりです)

本協定は、これまでの連携と取り組みを強化することをはじめ、原爆からの復興を支えた本学の実績と経験を南相馬市の復興に活用するため、相互における連携・協力体制を構築することを目的とします。

(※)連携実績

- ・南相馬市立総合病院のリハビリテーション診療部門へのボランティア派遣
- ・南相馬市立総合病院の放射線カウンセリング外来の支援
- ・広島大学病院の臨床研修協力施設（南相馬市立総合病院）としての届出
- ・南相馬市立総合病院及川副院長の医歯薬保健学研究科客員教授としての委嘱
- ・市内の環境放射能調査の実施
- ・その他、包括的連携協力に関する協定締結の協議

【お問い合わせ先】

学術・社会産学連携室社会連携グループ 宮本 雅臣 TEL:082-424-5871 FAX:082-424-6189 E-Mail:syakai-soumu@office.hiroshima-u.ac.jp

広島大学と南相馬市との包括的連携協力に関する協定（案）

広島大学（以下「甲」という。）と南相馬市（以下「乙」という。）とは、東京電力福島第一原子力発電所事故を契機として、相互に連携協力し、地域の目標の実現、地域全体の教育・学術研究機能の向上を図るとともに、地域の再生・活性化、人材の育成に寄与することを目的としてこの協定を締結する。

（連携協力の内容）

第1条 甲と乙とは、次に掲げる事項について、相互に連携協力する。

- (1) 市民生活の向上に向けた仕組みづくりに関する事
- (2) 地域医療に関する事
- (3) 産業振興に関する事
- (4) 環境に関する事
- (5) 福祉に関する事
- (6) 教育に関する事
- (7) 生涯学習に関する事
- (8) 相互の人材育成に関する事
- (9) その他相互に連携協力することが必要と認められる事項

2 連携協力に関する具体的な内容については、甲乙両者で協議・調整の上、決定するものとする。

（協定の有効期間）

第2条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、有効期間満了前までに甲乙いずれからも異議を申し出ないときは、更に1年間これを延長するものとし、その後もまた同様とする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲・乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成25年8月30日

甲 広島県東広島市鏡山1丁目3番2号
広島大学
学 長 浅 原 利 正

乙 福島県南相馬市原町区本町二丁目27
南相馬市
市 長 桜 井 勝 延